

東海国立大学機構情報連携統括本部クラウドストレージ拡張サービス利用内規

(趣旨)

第1条 東海国立大学機構情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）が提供するクラウドストレージ拡張サービス（以下「サービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 サービスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 東海国立大学機構（以下「機構」という。）の大学教員及び附属学校教員
- 二 機構が設置する国立大学の大学教員が認めた学生、研究生等
- 三 その他統括本部長が適当と認めた者

(利用期間)

第3条 サービスの利用期間は、年度の初日から当該年度の末日までの期間のうち、統括本部長が認めた期間とする。

(利用の申請及び承認)

第4条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、希望する利用期間の初日の1月前までに、統括本部長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 統括本部長は、前項の申請を適当と認めたときは、サービスの利用を承認し、申請者に通知するものとする。
- 3 統括本部長は、前項の承認に際し、運用上必要があると認めるときは、その利用について必要な条件を付すことができる。
- 4 利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、申請事項（利用期間を除く。）に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(利用の継続及び中止の届出)

第5条 利用者は、サービスの利用の継続を希望する場合は、希望する利用期間の初日の1月前までに、統括本部長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、利用期間の途中でサービスの利用を中止する場合は、利用中止日の1月前までに、統括本部長に届け出なければならない。

(利用負担金)

第6条 サービスを利用する場合の利用負担金の額は、別表のとおりとする。

- 2 利用負担金は、利用者が納入するものとする。ただし、統括本部長が認めた場合は、

利用者以外の者が納入することができる。

- 3 利用負担金の納入は、原則として、予算振替または内部取引による。
- 4 既納の利用負担金は、返還しない。

(利用承認の取消又は停止)

第 7 条 統括本部長は、利用者がこの内規若しくはサービスの利用に関する定めに違反した場合又はサービスの運営に重大な支障を生じさせると認める場合は、当該利用者の利用の承認を取り消し、又は一定期間の利用を停止することができる。

(免責)

- 第 8 条 統括本部長は、利用者がサービスを利用したことにより生じる損害その他のサービスに関連して生じる損害について、一切の責任及び負担を負わない。この場合において、天災、事故、障害等により利用者がサービスを利用できないことによる損害賠償及び補償についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括本部の責めに帰する事由による損害の場合は、利用負担金を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

サービス区分	容量区分	金額
Microsoft 365 包括契約で 利用可能な個人領域 (OneDrive for Business)	50GB 以下	基本仕様として無償で 利用可能
	50GB を超えて 500GB 以下	40,000 円／年
	500GB を超えて 1TB 以下	80,000 円／年
	1TB を超えて 5TB 以下	400,000 円／年

(1TB=1024GB 換算)